

電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部改正（案）に対する意見公募要領

令和8年7月6日  
経済産業省産業保安・安全グループ電力安全課

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項の規定により、事業用電気工作物の設置者は、当該電気工作物の保安の監督をさせるため、主任技術者を選任することが義務付けられています。ただし、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第2項の規定により、自家用電気工作物の一部については、平成15年経済産業省告示第249号（以下「告示」という。）で定める実務経験等の要件を満たし、保安上支障がないものとして経済産業大臣（又は所轄の産業保安監督部長）の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任せず、外部の法人又は個人に、保安の監督に係る業務を委託することができます（外部委託制度）。

当該告示において、「信頼性の高い設備」に該当する場合には、月次点検及び年次点検の頻度の延伸や換算係数の減算が認められていますが、柱上に設置された高圧変圧器（以下「柱上変圧器」といいます。）については、これまで保安上の懸念から当該要件の対象外とされてきました。

一方で、近年、EV急速充電設備の普及等に伴い、地上スペースを占有せずに設置可能な柱上変圧器の活用ニーズが高まっています。これを受け、一般送配電事業者への調査を実施したところ、適切に管理された柱上変圧器に関しては重大な事故や短期間での劣化事例が確認されていないことが明らかとなりました。

こうした状況及び第16回産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおける検討結果を踏まえ、落下することのないよう設置され、かつ、柱上変圧器上面の適確な点検が実施できるよう措置したものを「信頼性の高い設備」として位置付けるため、当該告示の改正を行うことといたしました。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

### 2. 意見公募の対象

「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部改正（案）」

### 3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省産業保安・安全グループ電力安全課  
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階）

#### 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年7月6日（月）～令和8年8月5日（水）必着

#### 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省産業保安・安全グループ電力安全課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： [bzl-denanka-pabukome@meti.go.jp](mailto:bzl-denanka-pabukome@meti.go.jp)

（電子メールの件名を「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号二及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部改正(案)に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

#### 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。